

入札説明書

この入札説明書は、W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）、群馬県財務規則（平成 3 年 3 月 25 日規則第 18 号）のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和 8 年 9 月 1 日（火）

2 群馬県 契約担当者
群馬県 沼田土木事務所長 土井 純

3 担当部局 〒378-0031
群馬県沼田市薄根町 4412
群馬県 沼田土木事務所 電話：0278-24-5511
総務係（入札に関すること）、企画調査係（納入、品質等に関すること）

4 調達物品に関する事項

（1） 購入物品及び予定数量

	購入物品	購入予定数量
ア	凍結防止剤球状（粒状）（塩化カルシウム 500kg/袋）	870,000kg（1,740 袋）
イ	凍結防止剤球状（粒状）（塩化カルシウム 500kg/袋）	320,000kg（640 袋）
ウ	凍結防止剤球状（粒状）（塩化カルシウム 500kg/袋）	250,000kg（500 袋）
エ	凍結防止剤球状（粒状）（塩化カルシウム 25kg/袋）	30,000kg（1,200 袋）
オ	凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液 35%）	60kl
カ	凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液 35%）	20kl
キ	凍結防止剤（粒状）（塩化ナトリウム 500kg/袋）	310,000kg（620 袋）

（2） 購入物品の特質等 各仕様書による。

（3） 契約方法 単価契約

（4） 納入期間 令和 8 年 10 月 16 日（金）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（5） 納入場所及び納入方法 詳細は、各仕様書による。

5 入札に参加する者に必要な資格の要件

この公告の入札に参加できる者は、入札の公告の日から開札の時までの間、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この公告に係る入札参加資格確認通知を受けている者とする。

（1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2） 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号。以下「規則」という。）第 170 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 8・9 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年9月8日（火）までに、群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年9月30日（水）午後4時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県沼田土木事務所総務係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

ア) 親会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社的一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 当該調達物品について販売実績がある者又は安定した供給体制を確保できる者であること。

当該調達物品とは、別添各仕様書に定める規格を満たした製品とし、販売実績については当該調達物品それぞれにおける購入予定数量と同程度の量の販売実績とする（以下同じ）。安定した供給体制とは、納入数量やその時期にかかわらず、発注者からの注文に対応できる納入体制を有することである（以下同じ）。当該調達物品それぞれについて要件を満たすものとし、これらを証明する方法等については、7（2）に定めるとおりとする。

- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

6 入札説明書等の交付方法

- (1) 配布期間 令和8年9月1日（火）から同年9月28日（月）までの毎日。（た

し、沼田土木事務所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。）

- (2) 配布方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）による。なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、群馬県沼田市薄根町4412群馬県沼田土木事務所総務係で交付を受けること。郵送による交付を希望する者は、住所及び名称を記入し、切手を貼付した返信用封筒を3で示す場所へ送付すること。

7 入札参加資格の確認

- (1) この公告の競争入札の参加希望者は、5に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認に関する資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、提出期限日までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加することができない。

- ① 提出期間 令和8年9月1日（火）から同年9月28日（月）午後4時まで
（受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- ② 提出場所 〒378-0031
群馬県沼田市薄根町4412
群馬県 沼田土木事務所 総務係
- ③ 提出方法 郵送又は上記②の場所に持参とする。郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「凍結防止剤入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

- (2) 提出する書類は、次のとおりとする。提出部数はそれぞれ1部とする。

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 入札参加資格確認資料（様式第2号）
- ③ 以下のいずれかを選択して提出するものとする。当該調達物品それぞれについて提出することとし、入札への参加を希望する物品に係るもののみでよい。
- ③-1 当該調達物品の販売実績を示す書類（様式第3号）
- ※ 提出する資料には、様式第3号に従い、物品名、買受人、使用目的、販売数量を記載するものとする。入札参加資格要件を満たす販売実績については、当該調達物品それぞれにおける購入予定数量と同程度の販売数量実績とし、これに満たない場合には、③-2に定める書類を提出すること。任意の様式でもよいが、証明書には少なくとも様式第3号と同項目を記載するものとする。
- ③-2 安定した供給を確保できる旨を証明する書類（様式自由）
- ※ 仕入先の状況、納入体系図、当該調達物品の販売実績（本件購入予定数量に満たない場合）等。
- ④ 納入を予定している物品について、別添各仕様書に定める品質及び規格を満たしている旨を公的機関（自治体の研究機関または一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく法人）が証明した書類（以下「公的機関証明書」という。）（様式自由、写しでも可）

ただし、入札参加申請日時時点で公的機関証明書が得られないときは、材料品質を証明する他の書類でも入札参加資格を認めるが、令和8年10月9日（金）午後4時までに公的機関証明書を提出しなければ、入札参加資格を取り消すものとする。入札への参加を希望する物品に係る資料を提出するものとし、塩化カルシウム500kg/袋と25kg/袋は同一として扱う。

- ⑤ 納入を予定している物品について、その製造元が入札参加申請者に対して発行した納入可能証明書（様式第4号）。任意の様式でもよいが、証明書の内容は少なくとも様式第4号と同項目が記載されているものとする。

なお、過去5年間における各購入物品の月最大の納入量は下表のとおりなので、証明書提出及び入札の参加にあたり参考にすること。

番号	購入物品	月最大の納入量
①	凍結防止剤球状（粒状）（塩化カルシウム 500kg/袋）	870,000kg（1,740 袋）
②	凍結防止剤球状（粒状）（塩化カルシウム 500kg/袋）	320,000kg（640 袋）
③	凍結防止剤球状（粒状）（塩化カルシウム 500kg/袋）	250,000kg（500 袋）
④	凍結防止剤球状（粒状）（塩化カルシウム 25kg/袋）	30,000kg（1,200 袋）
⑤	凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液 35%）	60kl
⑥	凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液 35%）	20kl
⑦	凍結防止剤（粒状）（塩化ナトリウム 500kg/袋）	310,000kg（620 袋）

- ⑥ 返信用封筒（表に申請者の住所、氏名を記入した長3号封筒、切手貼付のこと）

- （3） 上記の資料を提出した者は、契約担当者に説明し、又は協議に応じる義務を負うものとする。

また、その資料が契約担当者が求める仕様に足りない者は、提出した書類の内容変更に応ずべきものとする。

- （4） 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和8年10月6日（火）までに郵送するとともにファクシミリで送信する。
- （5） 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、その旨通知する。
- （6） 4（1）に示す調達物品のうち、特定の物品（名称）のみ入札に参加することができる。その場合は、その旨を入札参加申請書に明記すること。
- （7） その他
- ① 申請する書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された書類は、返却しない。
 - ③ 提出期限日以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ④ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記3に記載のとおり

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- （1） 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた

理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。

- ① 提出期間 令和8年10月7日（水）から同月14日（水）まで
（受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- ② 提出場所 〒378-0031
群馬県沼田市薄根町4412
群馬県 沼田土木事務所 総務係
- ③ 提出方法 郵送又は上記②の場所に持参とし、郵送の場合は①の期間内に到着させるものとする。

（2） 説明を求められたときは、令和8年10月21日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書及び各仕様書の質問等

（1） 入札説明書及び各仕様書に対する質問がある場合には、簡易な内容を除き書面により提出すること（様式自由）。

- ① 提出期間 令和8年9月1日（火）から同月14日（月）まで
（受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- ② 提出場所 〒378-0031
群馬県沼田市薄根町4412
群馬県 沼田土木事務所 総務係
電話：0278-24-5511
FAX：0278-24-9943
- ③ 提出方法 郵送、ファクシミリ又は上記②の場所に持参によるものとする。

（2） （1）により説明を求められたときは、令和8年9月17日（木）までに書面により回答する。

（3） （2）の質問に対する書面の回答は、閲覧に供する。

- ① 閲覧期間 令和8年9月1日（火）から同年10月14日（水）まで
（受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- ② 閲覧場所 〒378-0031
群馬県沼田市薄根町4412
群馬県 沼田土木事務所 総務係

10 入札執行の日時及び場所等

- （1） 入札日時 令和8年10月15日（木）午前10時
- （2） 入札場所 群馬県利根沼田振興局庁舎 5階 501A会議室

11 入札方法等

（1） 入札参加者又はその代理人は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則、各仕様書及び本入札説明書を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、説明を求めることができ

- る（問い合わせ先は上記３に記載のとおり）。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札が公正に執行することができない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書を郵送又は持参（郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、令和８年１０月１４日（水）午後５時までに群馬県沼田土木事務所長宛て親展で必着のこと。）により提出することとし、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 入札参加者又その代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ① 入札金額
 - ② 入札名称及び物品名
 - ③ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（法人の場合は代表者印）
 - ④ 代理人が入札する場合においては、上記に加え、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札金額は、各物品の１袋（ｋ１）あたりの単価を記載すること。また、入札者は消費税及び地方消費税課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 郵送により入札書等を提出する場合は、二重封筒とし、入札書等を中封筒に入れて嚴封のうえ、当該中封筒の封皮には①氏名等 ②「令和8年10月15日開札 ③番号（例：ア）及び調達物品名（例：塩化カルシウム 正味○○kg入り） ④「入札書（１回目）」「入札書（２回目）」「入札辞退届」（１回目又は２回目を辞退する場合）の区別を記入し、また、表封筒に「凍結防止剤入札書在中」とそれぞれ朱書きしなければならない。入札に参加する物品ごとに中封筒を作成するものとし、郵送の際は、複数をまとめて１つの表封筒で送付しても構わない。２回目の入札を実施する場合に、「入札書（２回目）」及び「入札辞退届（２回目）」の提出がないものは、２回目の入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (9) 入札参加者又その代理人は、提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。
- (10) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を作成し、入札場へ入場する際に提出しなければならない。委任状には、入札参加者の氏名及び印、代理人の氏名及び印、品名、委任する内容を記載するものとする。参加する入札ごとに委任状を提出すること。委任状の提出がないとき及び委任状に不備のあるときは、入札は無効とする。
- (11) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする（郵送による提出者の場合を除く）。入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができない。
- (12) 開札の順番は、４（１）に示す順番に続けて行うものとし、入札参加者又はその代理

人は、開札時刻前に入札場へ入場すること。なお、開札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格確認通知書又はその写しを提示しなければならない。代理人にあっては、入札権限に関する委任状も併せて提出すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると入札関係職員が認める場合のほか、入札場を途中退場することはできない。
- (15) 入札場において、次の各号に該当する者は当該入札場から退場させる。
 - ① 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - ② 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (16) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (17) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度入札に付することがある。

1 2 入札保証金 免除

1 3 契約保証金 免除

1 4 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ④ 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱しているとき若しくは不明確なとき。
 - ⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において5に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を提出し、契約担当者から入札参加資格を有する旨の確認を受けた入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札決定は、4(1)に定める調達物品(名称)ごとに行い、同一の者が複数の調達物品(名称)の落札者となることを妨げるものではない。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじをひくことができない者があるとき

は、これに代えて当該入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者決定時に、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、次に掲げる事項を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

- ① 落札者を決定したこと
- ② 落札者の氏名及び住所
- ③ 落札金額
- ④ 当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）

- (4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするができる。

1.6 契約条項及び契約書の作成

別添契約書案により契約を締結するものとし、契約書を作成することとする。

1.7 支払条件

- (1) 売渡人は、納入した物品を月ごとに集計し、翌月以降に買受人に代金の支払請求をするものとする。消費税及び地方消費税額は、売買契約の際の数量（売買代金を請求する際の数量）に単価を乗じて得た金額に10%を乗じた金額（円未満の端数は切捨て）とし、買受人は売渡人から売買代金の請求を受けた際、併せて支払うものとする。
- (2) 買受人は前項により請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

1.8 苦情の申立て

本手続における入札参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、群馬県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

連絡先 群馬県政府調達苦情検討委員会事務局：群馬県会計局会計管理課契約調達係
TEL：027-226-3820（ダイヤルイン）

1.9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 指名停止期間中の者とは契約を締結しないものとする。
- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。